

(写)

龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月21日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第8号

龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市手数料条例（平成12年龍ヶ崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係） 証明等手数料			別表第1（第2条関係） 証明等手数料		
証明等の種類	単位	金額	証明等の種類	単位	金額
省 略			省 略		
優良住宅新築認定申請 省 略			優良住宅新築認定申請 省 略		
<u>宅地造成又は特定盛土等に関する工事中間検査申請</u> <u>盛土又は切土をする土地の面積が</u>	1件	<u>・3,000m²以下のとき。</u>			
<u>・3,000m²を超え20,000m²以下のとき。</u>		<u>2,700円</u>			
<u>・20,000m²を超え40,000m²以下のとき。</u>		<u>5,400円</u>			
<u>・40,000m²を超え70,000m²以下のとき。</u>		<u>10,800円</u>			
<u>・70,000m²を超え100,000m²以下のとき。</u>		<u>21,600円</u>			
<u>・100,000m²を超えるとき。</u>		<u>37,800円</u>			
		<u>54,000円</u>			
マンション管理計画認定申請（認定の更新を含む。） 省 略			マンション管理計画認定申請（認定の更新を含む。） 省 略		
省 略			省 略		
備考 省 略			備考 省 略		

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。